女川町監査委員告示第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに女川町監査基準（女川町監査委員訓令第１号）第２条第２項の規定により監査を行なったので、同法第199条第９項及び同監査基準第17条第１項の規定により、これを公表する。

令和３年２月24日

女川町監査委員　丸　岡　美　穂

女川町監査委員　佐　藤　誠　一

監　査　結　果　報　告　書

1　監査の種類　　定期監査（財務監査・工事請負）

2　監査の期日等

期　　日　　令和３年１月26日（火）から令和３年１月27日（水）まで

場　　所　　女川町役場　３階　委員会室２及び現地

監査委員　　丸　岡　美　穂・佐　藤　誠　一

3　監査の対象

令和２年１月１日から令和２年12月31日の間に、契約を締結した工事請負費で契約金額が１件1,000万円以上の案件（議会で行政報告を行ったもの及び議案として議会へ上程したもの）

（１）　書類審査対象案件

①　女川小学校給食調理場等解体工事（総務課所管）
②　町営運動公園住宅外構改修工事（町民生活課所管）
③　（仮称）女川町立保育所建設工事（健康福祉課所管）
④　浦宿駅前広場整備事業既存建物解体工事（企画課所管）
⑤　防災備蓄倉庫等建設工事（企画課所管）
⑥　防災行政無線復旧デジタル化整備工事（企画課所管）
⑦　女川消防署庁舎災害復旧工事（企画課所管）
⑧　女川町海岸広場整備工事（復興推進課所管）
⑨　石浜公園整備工事（復興推進課所管）
⑩　女川北公園整備工事（復興推進課所管）
⑪　鷲神浜公園整備工事（復興推進課所管）
⑫　大原58号線道路新設工事（建設課所管）
⑬　横浦北沢川河川災害復旧工事（建設課所管）
⑭　御前19号線道路新設工事（建設課所管）
⑮　高白地区水路補修工事（建設課所管）
⑯　宮ケ崎８号線道路改良工事（建設課所管）
⑰　万石浦トンネル照明灯取替工事（建設課所管）
⑱　いがの川河川災害復旧工事（建設課所管）
⑲　大沢線林道災害復旧その他工事（第１工区）（産業振興課所管）
⑳　大沢線林道災害復旧その他工事（第２工区）（産業振興課所管）
㉑　女川町管理漁港ゴム梯子ほか設置工事（産業振興課所管）
㉒　令和２年度指ケ浜漁港災害復旧事業船揚場その他工事（産業振興課所管）
㉓　三十三観音遊歩道整備工事（産業振興課所管）

㉔　女川港石浜崎山地区取付護岸工事（産業振興課所管）
㉕　女川町宮ケ崎地区仮設加工場解体撤去工事（産業振興課所管）
㉖　日蕨小萩山線外林道災害復旧工事（産業振興課所管）
㉗　女川町総合体育館カーテンウォール改修工事（生涯学習課所管）
㉘　女川町町民野球場復旧・改修工事（生涯学習課所管）
㉙　女川町総合体育館手摺改修工事（生涯学習課所管）
㉚　（仮称）清水公園グラウンド整備工事（生涯学習課所管）
㉛　女川町町民第二多目的運動場グラウンド一部改修工事
（生涯学習課所管）
㉜　指定文化財保存展示施設整備工事（生涯学習課所管）

（２）　現地監査対象案件
①　令和２年度指ケ浜漁港災害復旧事業船揚場その他工事
（産業振興課所管）
②　いがの川河川災害復旧工事（建設課所管）
③　女川出島線道路新設工事（尾浦側進捗状況確認）
④　女川港石浜崎山地区取付護岸工事（産業振興課所管）
⑤　町営運動公園住宅外構改修工事（町民生活課所管）
⑥　女川消防署庁舎災害復旧工事（企画課所管）
⑦　女川町海岸広場整備工事（復興推進課所管）
⑧　女川町町民野球場復旧・改修工事（生涯学習課所管）
⑨　（仮称）清水公園グラウンド整備工事（生涯学習課所管）
⑩　大原58号線道路新設工事（建設課所管）

4　監査の着眼点
監査対象の工事請負契約が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織運営及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を行なった。

5　監査の実施内容
監査にあたっては、各部署から請負工事契約の執行状況を知るうえで必要な「請負工事一覧表・請負工事別明細書」の提出を求め、契約に付随する関係書類等の提示と、各部署説明員から工事の執行状況の説明を受け、翌日に監査委員が抽出した案件の現地監査を行なった。

6　監査の結果
上記請負工事契約の事務の執行は、法令等に準拠して適正に執行されているかどうかを主眼に監査した結果については、以下のとおりである。

（１）　事務手続きの状況

事務手続き状況については、法令等に準拠し正当に行われていることが確認された。

（２）　応札、入札の状況

監査の対象とした請負工事契約32件中制限付き一般競争入札によるものが５件（昨年度６件）、指名競争入札によるものが24件（昨年度21件）、随意契約によるものが３件（昨年度２件）であった。

制限付き一般競争入札及び指名競争入札のうち、入札に申請及び指名された業者が入札を辞退し、１社のみの入札となった案件が12件（昨年度６件）と増加傾向にあった。

入札は実施したが、予定価格に達せず落札しなかったもので、最も近い金額を提示した業者との合意による随意契約（不落随契）となったものが２件（昨年度２件）、入札の参加者がなく、入札が行われなかった（入札不調）ことにより、随意契約となったものが１件であった。

（指摘事項）

①　国・県からの補助金を活用して事業遂行する際、補助金がなければ事業を実施したかどうか改めて精査されたい。補助金がなければ、別の方法で代替できるものなどもあるのではないかと思われる。

また、インフラ整備のための補助金の場合は、建設後のランニングコストも発生する。町のサイズに応じた事業の検討を望む。

②　業者に委託した設計金額の精査につき、町職員にチェックの力量がないと、適切な設計金額かどうかが不明確なまま入札が実施されることになる。設計金額が適切でない場合には、入札不調や不落札などとなり、事業の進捗に支障を来すばかりでなく、関連業者にも非効率な作業をさせることにもなりかねない。

設計業者に委託した場合でも、それが適切な価格であると判断できる力量を求めたい。

③　上記①にも関連するが、新たに建設した建造物などは、今後のランニングコストを如何に確保していくかを考慮すべきである。ネーミングライツ等を活用し、自力で運営できる仕組みを検討すべきと考える。